

ASCの新しい養殖場基準 - 利害関係者とのコンサル テーション

2024年4月



Setting The
Standard for
Seafood



皆様のご意見をお聞かせください

水産養殖管理協議会（ASC）の新しい養殖場基準の最終決定にご協力ください

2024年、ASC養殖場基準を発表します。

ASC養殖場基準には、これまでの利害関係者とのコンサルテーションやその他のインプットから得られた豊富な専門知識と見識が集約されています。

アンケートにご協力の上、基準の最終的な内容についてご意見をお聞かせください。

このスライドには、ASC養殖場基準の主な要件、ツール、利点をまとめています。基準を支える4つの原則と、その主要な判定基準に関する情報を記載しています。こちらのマークを参考にご利用ください：



このトピックに関する詳細なコンサルテーション：[詳細スライド](#)でさらに学ぶ



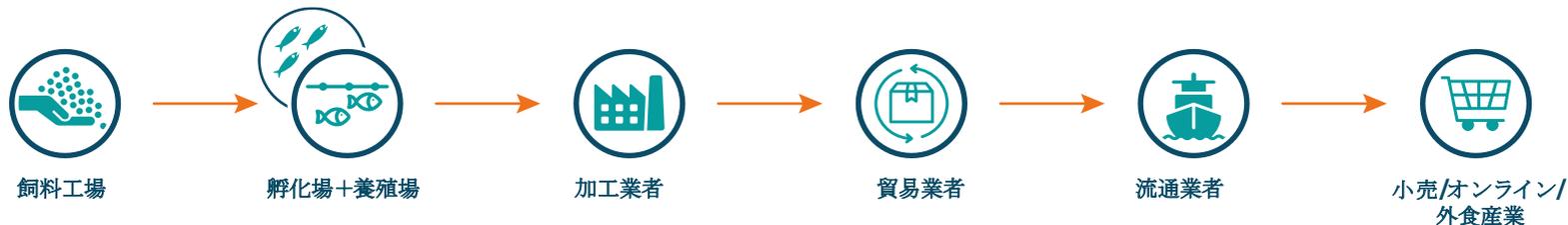
新規内容



改善された内容

ASC養殖場基準の全文は[こちら](#)

ASCの認証制度における養殖場基準の位置づけ



飼料認証

- 法律と管理
- 環境
- 社会問題
- トレーサビリティ (追跡可能性)
- デューデリジェンス/原料

ASC養殖場基準認証



CoC認証

- 分別
- 識別
- トレーサビリティ (追跡可能性)
- 管理システム

ASCラベル

- トレーサビリティ (追跡可能性)

ASC養殖場基準のはたらき

ASC養殖場基準は、既存の魚種基準を単一のグローバル基準に統合します

12種類の個別の魚種基準



サケ



二枚貝



パンガシ
ウス



ブリ類と
スギ



アワビ



熱帯魚類



マス



バイク
パーチ



エビ



ティラ
ピア



ヒラメ



タイ・シーバス・オ
オニベ



ASC養殖場基準：4つの原則

原則 1

- 法律の遵守
- 企業倫理
- 管理システム
- トレーサビリティ（追跡可能性）と情報開示

原則 2

- 生息地と野生生物
- 資源の利用と廃棄物
- 中間・孵化場

原則 4

- 魚の健康と福祉
- 荷役
- 魚の締め方
- 抗生物質

原則 3

- 人権
- 労働
- 地域社会



ASC養殖場認証フレームワーク

ASC制度センターFCF全リソースのオンラインプラットフォーム

新しいASC養殖場基準

ASC認証および認定要件
保証制度の実施規定

認証に関する文書

解釈マニュアル
養殖場および審査員向けガイダンス

→ 次のスライドで説明

データ提出ポータル
必要なデータを一箇所で提出

計算ツール
基準実施に向けた養殖場への支援

トレーニング制度
審査員および養殖場向け

テンプレートとチェックリスト
完全かつ一貫した報告をサポート

サポート資料

養殖場基準の解釈マニュアル

実施支援のガイダンス

解釈マニュアルは、以下の4つの主要セクションを含むガイドとなっています

1. **意図**：指標の背後にある意図を示しています。これは、ある要求事項が設定されている理由を明確にする際に役立ちます。
2. **要求事項の解釈**：指標で扱われているトピックの背景と根拠に関する情報、養殖場が要求事項を解釈し、実施する際に役立つガイダンスを提供しています。ガイダンスには、ベストプラクティスや、可能であれば事例も含まれています。
3. **審査員の検討事項**：認証機関の審査員向けに、基準の要件への適合を検証するためのエビデンスに関するガイダンスと提案を記載しています。
4. **有用なリソース**：特定の要求事項の実施をさらに支援するための情報や参考資料を提供しています。

解釈マニュアルは毎年更新され、養殖場基準の実施から得られた知見が盛り込まれます。解釈マニュアルは**現在策定中**であるため、すべてのコンサルテーション・フィードバックが検討された後、構成が変更される可能性があります。

原則1 - 法的事項



原則1:

認証単位（**UoC**）は合法的に運営され、効果的な経営管理が適用されています

判定基準1.1 – 法的遵守

判定基準1.2 – 管理システム

判定基準1.3 – 企業倫理

判定基準1.4 – トレーサビリティ（追跡可能性）と情報開示



スポットライト

原則1-生産者にとってのメリット

1

基準要件があることで、製品の不当な表示、量および魚種の置き換え、そして産地偽装に関連する食品詐欺に対処できます

2

学習と管理システムに関する新たな要件により、効果的な生産者としての地位を確立し、ASC認証を維持できるようになります

3

飼料や養殖場までのトレーサビリティ（追跡可能性）と製品の完全性を向上させ、サプライチェーン全体を通じて顧客に誇りをもって示せるようになります

4

汚職や贈収賄を防止する文化を維持することで、将来的な風評被害や事業運営上のリスクを軽減できます

スポットライト

原則1- 小売業者にとってのメリット

1

飼料や養殖場に至るまでのサプライチェーン全体におけるトレーサビリティ（追跡可能性）と製品の持続可能性の改善を担保します

2

サプライチェーンの生産者が汚職や贈収賄を防止する制度を維持しているという信頼感を得られます

3

飼料としての遺伝子組み換え（GM）原料の使用、と治療薬の使用の情報開示ができます

4

基準要件があることで、製品の不当な表示、量および魚種の置き換え、そして産地偽装に関連する食品詐欺に対処できます

原則1 - 法的事項

1.1 法的遵守

概略： 養殖場は合法である

意図： 養殖場は適用される法令を遵守している

2つの指標に含まれる項目：

- ✓ 認証および許可
- ✓ 法律と規制の遵守

1.2 管理システム



概略： 養殖場には機能的な管理システムがある

意図： 養殖場は、すべてのASCの要求事項への適合性を継続的に実施、検証、実証し、リスクを観測、検知、予防、軽減するための管理システムを有している

6つの指標に含まれる項目：

- ✓ 業務改善を支援する継続的なサイクル
- ✓ システム導入のための従業員教育
- ✓ 効果的な管理監督
- ✓ 必要な内部審査

原則1 - 法的事項

1.3 企業倫理



概略：倫理的な業務

意図：養殖場は倫理的な業務および事業環境を確保する

2つの指標に含まれる項目：

- ✓ 汚職や贈収賄を防止する文化
- ✓ 記録改ざんの禁止

1.4 トレーサビリティ（追跡可能性）と情報開示



概略：認証製品について入手可能な情報

意図：養殖場はASC認証済みとして販売される製品の適合性、情報開示、トレーサビリティ（追跡可能性）を保証する

7つの指標に含まれる項目：

- ✓ 強固なトレーサビリティ（追跡可能性）システム
- ✓ 遺伝子組み換え飼料の使用の開示
- ✓ 抗生物質処理されたエビ、または最も甚大な影響を与える抗菌剤を使用したすべての製品を認証の対象から除外

原則 2 - 環境に対する責任



原則 2 :

認証単位 (UoC) は環境に対して責任ある方法 で運営されています

判定基準 2.1 – 環境
リスク審査



判定基準 2.2 – 生態学的に重要な生息地



判定基準 2.3 – 野生生物への影響



判定基準 2.4 – 外来魚種と
在来種の生物多様性



判定基準 2.5 – 底生動物への影響



判定基準 2.6 – 水質



判定基準 2.7 – 塩類集積



判定基準 2.8 – バイオソリッド



判定基準 2.9 – 淡水の利用



判定基準 2.10 – エネルギーの使用と
温室効果ガス排出量



判定基準 2.11 – 物質の使用、廃棄物
および水質汚染の防止



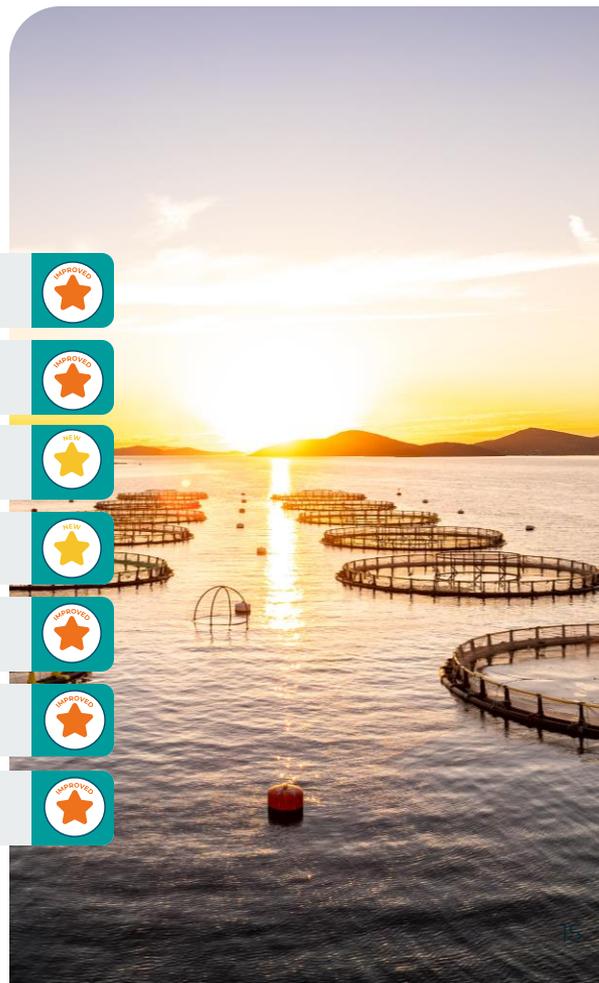
判定基準 2.12 – 飼料



判定基準 2.13 – サケジラミ



判定基準 2.14 – 育成前



スポットライト

原則2 - 生産者にとってのメリット

- 1** **ASCの支援ツール**を使用して、リクエストおよび報告された**データの一貫性**を科学に基づいて高めることで、プロセスを合理化し、改善を支援できます（例：水質計算機やGHG計算機など）
- 2** 養殖場レベルでの行動が、グローバルなASCのインパクトにどのように貢献しているかを証明できます
- 3** 中間養殖場への**認証拡張**や孵化場や苗床への一貫したデータ要求を行うことで、顧客に提供できる**保証内容を拡大**できます

スポットライト

原則 2 - 小売業者にとってのメリット

1

生産者の透明性の高いパフォーマンスに加え、抗生物質の使用、保護区、野生種といった**主要分野に関するASCの見解が強化**されたことで、**原料調達においても改善を図ることが**できます

2

養殖場レベルの改善を強化、支援し、より良質なデータ報告とより良い養殖実践を奨励できます

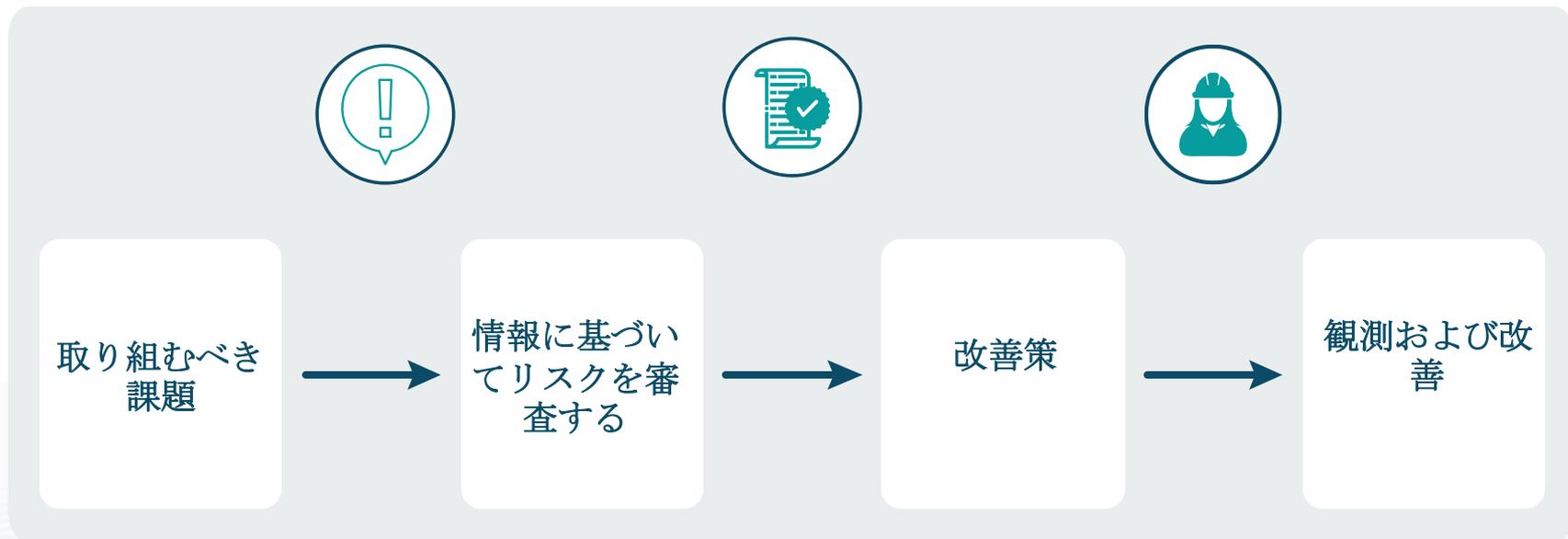
3

魚の福祉、温室効果ガスの排出、ライフサイクルの初期段階からの影響など、消費者やNGOが懸念している主要分野を基準に含めることで、**潜在的なサプライチェーンリスクを軽減**できます

原則 2 - 環境に対する責任

科学主導のアプローチで周辺環境への影響に対処

養殖場の立地計画、養殖魚種、生産システムを考慮に入れる



判定基準 2.1

環境リスクアセスメント
(ERA)

概略

生息地と野生生物に対する敷地の影響を審査し、対処する

指標：2



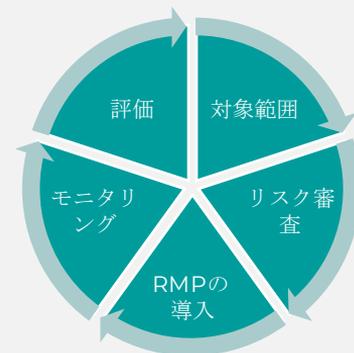
意図

養殖場は、敷地周辺の環境影響を最小限に抑える

要件

- ✓ 基準リスク手法に従った敷地ごとのERAを実施する
- ✓ リスク要因の明確なリスト
 - 生息地
 - 野生生物
 - ERAの要約報告書をASCに提出
- ✓ 公開GIS場所の報告

プロセスとリスク評価の例



判定基準 2.2

生態学的に重要な生息地

概略

マングローブを含む重要な生息地の機能維持

指標 : 8



意図

養殖場の立地と運営により、近隣の重要な生態学的生息地の機能と保全目標を妨げないようにする

要件

- ✓ 保護地域には立地しない（例外あり）
- ✓ 養殖場周辺の重要かつ脆弱な自然環境に悪影響を与えない
- ✓ 野生生物の通り道と水路周りの緩衝地帯を維持する
- ✓ 1999年5月以降、自然湿地を用地転換せず、1999年5月より前に用地転換された自然湿地は50%回復させる



判定基準 2.3

野生生物への影響

概略

野生生物の保護

指標14

適用範囲：魚種固有



意図

養殖場は、野生動物との負の相互作用を最小限にして、野生動物による攪乱リスクを低く抑える

要件

- ✓ 絶滅危惧種や保護種に害を与えない
- ✓ 哺乳類、爬虫類、サメ、両生類の死亡を引き起こさない
- ✓ 鳥類の死亡は5羽まで許容する
- ✓ 野生動物の抑止剤で野生動物に害を与えてはならない
- ✓ 野生の苗や種子の使用を制限する
- ✓ 野生生物の死亡事例の公表とASCへの報告を行う



判定基準 2.4

外来魚種と地域固有の生物多様性

概略

在来種の生物多様性へのリスクの増加に基づいた、逃亡魚防止要件の段階的引き上げ

指標：6

適用範囲：魚種固有

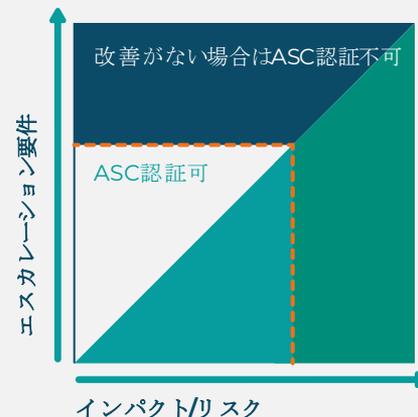


意図

養殖場は、逃亡の結果、野生の生物多様性が受ける被害への影響を最小限に抑える

要件

- ✓ 遺伝子改変魚種の養殖を行わない
- ✓ 予防的な逃亡魚防止策
- ✓ 魚種と地域のリスクを審査する科学的EICAT手法
- ✓ よりリスクの高い魚種とシステムに対する指定された追加措置および結果
- ✓ ASCへの逃亡魚の報告



判定基準 2.5

底生動物への影響

概略

底生動物生態系へのリスクの増加に基づいた、
サンプリング要件の段階的引き上げ

指標：5

適用性：
システム固有

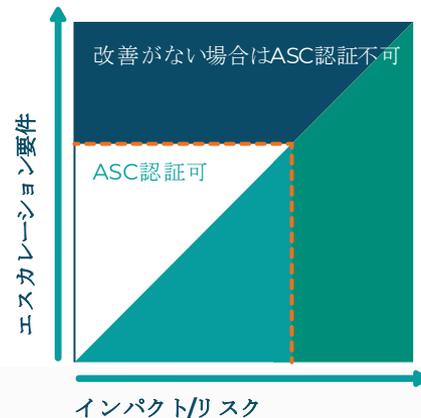


意図

養殖場は、養殖場周辺地域の
生態系の構造と機能を維持す
る

要件

- ✓ 養殖場および参照地点における堆積物のサンプリングおよびモニタリング
- ✓ ASCの承認を得た同等の代替方法
- ✓ 定義された底生動物の生態学的品質状態を達成する
- ✓ 悪化状態ではサンプリングを増やす
- ✓ 分析方法と許容可能な状態の限界値を定義する
- ✓ 影響のピーク時のサンプリングが必要
- ✓ ASCへの報告



<h2>判定基準 2.6</h2> <p>水質</p>	<h2>概略</h2> <p>水域タイプの感受性の増加に基づいた要件の段階的引き上げ</p>	<h2>指標 : 10-15</h2> <p>適用性 : 水域のタイプ</p>	
-----------------------------	--	---	---

意図

養殖場は、放出された栄養塩類や浮遊物質が、受入水域や関連する生態系の構造や機能に悪影響を与えるリスクを審査し、最小化する

- ### 要件
- ✓ 水域タイプ別の指標とモニタリング要件
 - ✓ 影響を受けやすい水域の区域ベースの管理
 - ✓ 水域の状態に基づいた、酸素と栄養素の排出制限
 - ✓ ASCへの報告

ASCサポートツール : 水質計算機は生産者の水質審査をサポートします

影響を受けやすい淡水または海洋性静水



タイプA

低流量
または
長いフラッシング時間

例 : 湖、貯水池、フィヨルド

影響を受けやすい動水



タイプB

短いフラッシング時間

例 : 沖積氾濫原の河川、一部の河口

影響を受けにくい淡水および海水



タイプC

短いフラッシング時間

例 : 川や水路

原則 2 – 環境に対する責任

2.7 塩類堆積



概略：将来に向けて淡水資源を維持する

意図：養殖場では、養殖場の活動による土壌と淡水資源の塩類化汚染のリスクが低いことが保証されています

4つの指標に含まれる項目：

- ✓ 養魚池の低浸透性ライナー
- ✓ 放流水の塩分濃度が養殖場周辺より低い
- ✓ 陸上への放出がない
- ✓ 淡水井戸をモニタリングして新鮮な水を維持している

2.8 バイオソリッド



概略：汚染を避けるための責任ある実践

意図：養殖場は再利用を優先し、必要に応じて責任ある廃棄を行うことを保証し、バイオソリッドによる水域と土壌の汚染を回避しています

5つの指標に含まれる項目：

- ✓ 政策案/論文
- ✓ 廃棄前の再利用
- ✓ 汚染されていない場合にのみ再利用
- ✓ 責任ある廃棄
- ✓ 敷地での包括的な管理
- ✓ バイオソリッドの量 (m³) の記録および計算

判定基準 2.9

淡水の利用

概略

塩類化を最小限に抑えて生態系の生産性を維持する

指標 : 6



意図

養殖場は生産に使用する水量を把握し、水供給元の重要な生態系サービスを維持するために水を効率的に使用している

要件

6つの指標に含まれる項目 :

- ✓ 水効率管理計画 (WEMP) の実施と評価
- ✓ 地下水井戸の水位をモニタリングする
- ✓ 塩分濃度を下げるために真水を使用しない
- ✓ 流れる新鮮な地表水の容積の50%を超えて転用しない
- ✓ 転用した淡水地表水の90%を超えた水を水域へと戻す

判定基準 2.10
エネルギーの使用とGHG排出量

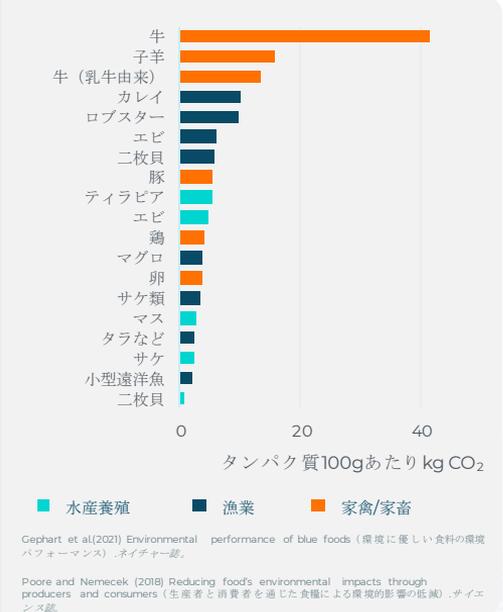
概略
ASC認証を受けた養殖場からのGHG排出量を最小限に抑える

指標 : 5



意図
養殖場には、排出量を削減するための取り組みを含む、養殖場でのエネルギーの使用と養殖場および飼料関連の排出量の定期的な測定および報告に基づいた温室効果ガス管理計画がある

- 要件**
- ✓ ASC認証の養殖場からのGHG排出量を最小限に抑える
 - ✓ ASC計算ツールを使用してスコープ1、スコープ2、およびスコープ3のGHG排出量を計算する (次のスライド)
 - ✓ 養殖場のGHG実績をベンチマークと比較し、目標を設定する
 - ✓ 管理計画を策定し、対策を実行して目標に対する進捗を追跡する
 - ✓ ASCに報告する



判定基準 2.11

材料の使用、廃棄物、汚染

概略

責任ある材料使用と廃棄物管理

指標 : 20

意図

養殖場は、責任ある資材の荷役と廃棄を通じて汚染を防止する

要件

- ✓ 化学物質は意図された範囲内でのみ使用する
- ✓ 安全データシート（SDS）の要件に従って化学物質を取り扱い、保管、使用、廃棄する
- ✓ 禁止されている農薬は不使用
- ✓ 危険物の封じ込め
- ✓ ネット洗浄、防汚、銅
- ✓ 重要なギアのタグ付け
- ✓ プラスチック保持戦略
- ✓ 責任ある廃棄物の処理

判定基準 2.12

飼料

概略

責任ある飼料を調達し、敷地で適切に使用する

指標：8



意図

養殖場は責任を持って生産された飼料を使用し、資源を効率的に利用できるよう給餌管理を行う

要件

- ✓ ASC準拠の飼料の調達
- ✓ 濡れた/湿ったペレットや未調理/未加工の魚は使用しない
- ✓ 飼料効率指標に制限を設ける
- ✓ 飼料にする魚種と同じ属のタンパク質の再利用はしない
- ✓ 適切な給餌体制を適用する
- ✓ ASCへの開示



判定基準 2.13

サケジラミ

概略

天然サケ個体群に対するサケジラミの負荷を軽減する

指標 : 19



意図

養殖場は、養殖場におけるサケジラミの負荷とより広範な環境へのリスクを最小限に抑える

要件

- ✓ 地域主体の共同管理（ABM）のアプローチ
- ✓ NGO、学术界、政府との協力への取り組み
- ✓ サケ類の回遊ルートに関するデータの提示と、天然のサケ稚魚の遡上に関するサケジラミのモニタリングデータの公開
- ✓ 養殖場内のサケジラミのサンプリング要件
- ✓ 養殖場内のサケジラミのサンプリング一般公開
- ✓ 影響を受けやすい時期には、養殖場のサケジラミのレベルを指定された閾値以下に維持する



<h2>判定基準 2.14</h2> <p>育成前</p>	<h2>概略</h2> <p>サプライヤーの影響に対処する</p>	<h2>指標 : 32</h2>	
-------------------------------	-----------------------------------	------------------	---

意図	要件	魚種群	育成前フェーズ	育成フェーズの開始時期
<p>中間施設の影響と孵化場/養殖場起源の関連問題に対処する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ASC養殖場の完全な基準対象となる中間施設 ✓ 孵化場が、文書化された証拠を通じて主な環境的および社会的影響に対して評価されている ✓ 必要に応じた種固有の要件 <ul style="list-style-type: none"> ○ 例：眼柄切除が行われていないエビの種親 ○ 魚の抗生物質治療の指標 ✓ バッチごとのストック記録 <ul style="list-style-type: none"> ○ 例：抗生物質と駆虫剤 ✓ 育成前の拠点にはサプライチェーンマッピングが必要 	スズキ、タイ、オオニベ、カレイ、セリオラ（ブリ類）、スギ、サケ、ヒレあり熱帯魚類	種親、卵、幼生、種苗、スモルト	魚が生け簀に入った時点
		淡水マス、バンガンウス、ティラピア		魚が10グラム以上になるか、養魚池に入った時点
		エビ		エビがPL25になった時点
		アワビ		育成養殖場系に移行した後
		二枚貝		場所を移動した時点

原則 3 - 社会的責任



原則 3 :

認証単位 (UoC) は社会に対して責任ある方法 で運営されています

判定基準 3.1 - 権利の認識



判定基準 3.2 - 強制、拘束、
強制労働および人身売買



判定基準 3.3 - 児童労働



判定基準 3.4 - 差別



判定基準 3.5 - 健康と安全



判定基準 3.6 - 団体交渉
および結社の自由



判定基準 3.7 - 透明性のある契約



判定基準 3.8 - 賃金



判定基準 3.9 - 労働時間



判定基準 2.10 - 職場での行動への対応



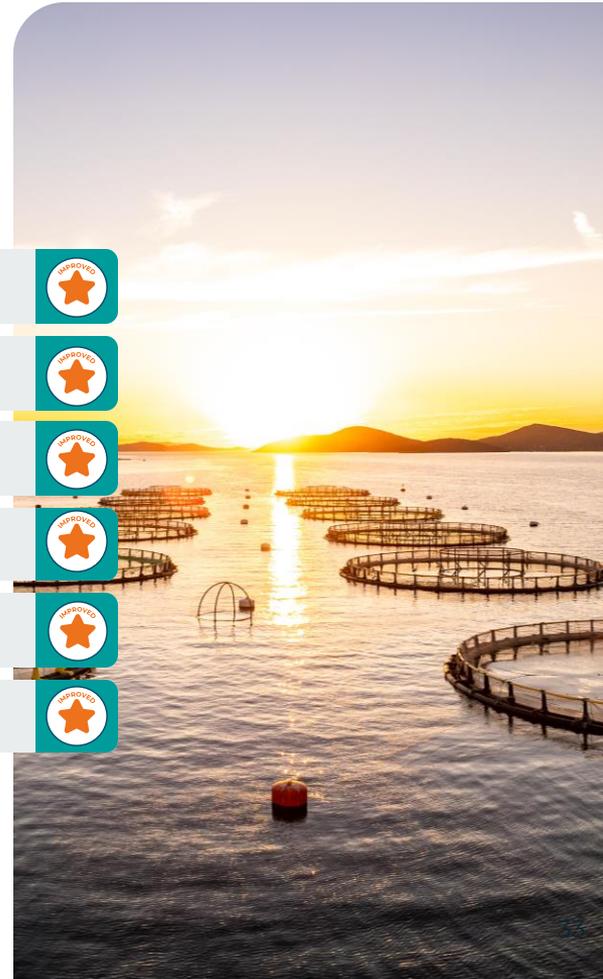
判定基準 2.11 - 従業員の
宿泊施設



判定基準 3.12 - 苦情処理の仕組み



判定基準 3.13 - コミュニティへの参加



スポットライト

原則3 - 生産者にとってのメリット

1

ASCの社会保証要件は、あらゆる水産養殖認証制度の中で最も広範な人権問題をカバーしていることから、**人権問題が深刻な市場においても確実に要件に取り組む支え**となり、業界の評判を向上させることに役立ちます

2

指標と解釈マニュアルの包括的なガイダンスを通じて、生産者と審査員に求められることをさらに一貫した**明確な説明**することで、主要な社会保障問題に対処し、リスクを軽減します

3

作業環境を改善することで、欠勤の減少とスタッフの定着率の向上を図り、より**積極的かつ効果的な労働力**を生み出し、全体的な生産性とコスト効率性を向上させます

スポットライト

原則3 - 小売業者にとってのメリット

1

ASCの社会保証要件は、あらゆる水産養殖認証制度の中で最も広範な人権問題をカバーしていることから、ASCは最も堅牢で適切な基準を提供し続けることができ、サプライチェーンでの養殖場について、大きな風評被害となる人権問題のリスクを軽減しています。強制労働または児童労働が見つかった場合は、措置が必要です。

2

これらの改善点は、ASCの**国連SDG 2030目標**への貢献全般で重要な役割を果たす推進力となるもので、養殖場は、これを独自の報告要件を証明するものとして提示できます

3

ASC認証の供給品がこれらの要件を満たしていることを認識した上で、**特定の潜在的なEU人権デューデリジェンス要件を回避する機会**として、ASCのサポートとフレームワークを利用してください

原則3 - 社会的責任

より健康で、より積極的で、十分なサポートが得られる労働力を生み出す

国際労働機関（ILO）およびビジネスと人権に関する国連指導原則（UNGP）が概説するすべての中核となる労働者の権利をカバーしています

人権	労働条件	労働者の権利	地域社会との取り組み
権利意識	健康と安全	結社の自由と団体交渉	地域社会との取り組み
強制労働	労働時間	透明性のある契約	
児童労働	職場での行動への対応	苦情処理の仕組み	
差別	賃金		
	従業員の宿泊施設		

- スタッフのトレーニング
- 健康と安全に関する方針、手順、リスク審査
- 記録の整備
- 従業員および苦情委員会



判定基準 3.1

権利意識

概略

雇用主と従業員の両方に権限を与え、権利の行使を改善する

指標 : 5



意図

養殖場はすべての従業員の
人権を確実に保護する

要件

- ✓ 書面による人権に関する方針
- ✓ 従業員委員会の設置
- ✓ 人権政策に関する研修
- ✓ 人権に関する方針の公表



判定基準 3.2

強制労働

概略

強制労働、奴隷労働、人身売買の根本的な要因に対処するための保護

指標 : 16



意図

養殖場では、強制労働、奴隷労働、人身売買を防止している。そのような問題が見つかった場合、養殖場は効果的な**修復措置**を実施する

要件

- ✓ 強制労働は禁止
- ✓ 強制労働が発見された場合の救済
- ✓ 従業員は自由に退職できる
- ✓ 従業員は自由に職場を移動したり、外出したりできる
- ✓ 雇用主は身分証明書の原本を保管してはならない



判定基準 3.3

児童労働

概略

若年労働者に安全な環境を確保する

指標 : 17



意図

養殖場では児童労働を防止する。そのような問題が見つかった場合、養殖場は効果的な修復措置を実施する。

要件

- ✓ 児童労働の禁止
- ✓ 修復
- ✓ 就労の最低年齢要件
- ✓ 若年層（13/14歳）は特定の状況下でのみ労働が許可され、危険な労働は禁止する



原則 3 - 社会的責任

3.4 差別



概略：あらゆる形態の差別を防止する

意図：養殖場は運営における差別を防止する

8つの指標に含まれる項目：

- すべての従業員と求職者に対する平等な待遇と機会
- 職務上必要な場合、またはリスク審査で必要な場合にのみ医療検査を実施する
- いかなる形のハラスメントも禁止

3.5 健康と安全



概略：適切な安全衛生管理により労働災害や疾病を防止する

意図：養殖場は安全で健康的な職場と作業環境を提供する

23個の指標に含まれる項目：

- ✓ H&Sトレーニング
- ✓ H&Sリスク審査
- ✓ PPE、応急処置用品、H&Sの通知および標識
- ✓ 潜水活動の安全性
- ✓ 医療保険
- ✓ 衛生設備と飲料水へのアクセス

原則 3 - 社会的責任

3.6 団体交渉



概略：労働者の権利の実現

意図：養殖場では、従業員が団体交渉に参加することを許可および可能にし、結社の自由の権利を提供する

4つの指標に含まれる項目：

- ✓ 従業員は労働者団体に自由に参加できる
- ✓ 団体交渉の自由
- ✓ 経営陣はこれらのプロセスに介入しない

3.7 透明性のある契約



概略：従業員が雇用条件を明確に理解していることを保証する

意図：養殖場は、すべての従業員に明確な条件を含む契約書を提供し、従業員がそれを理解していることを確認する

4つの指標に含まれる項目：

- ✓ すべての従業員は書面による契約条件を受け取り、同意している
- ✓ 家族契約や偽の実習はない

判定基準 3.8

賃金

概略

養殖場は透明性のある方法で十分な賃金を支払う必要がある

指標 : 7



意図

養殖場は、すべての従業員に法定賃金以上の給与を支払いつつ、継続的な賃金改善に取り組む

要件

7つの指標に含まれる項目：

- ✓ 法定最低賃金以上の支払い
- ✓ 生活賃金と比較した賃金算定基準
- ✓ 生活賃金を目指す改善計画
- ✓ 法定通貨での支払い
- ✓ 産休の権利
- ✓ ASCへの報告





詳細

判定基準 3.9

労働時間

概略

養殖場は労働時間に関する国際労働機関（ILO）の条約を遵守しなければならない

指標 : 12



意図

養殖場では従業員に長時間労働を課さない

要件

12個の指標に含まれる項目：

- ✓ 最大労働時間数と休憩時間
- ✓ 残業時間は任意で、割増賃金が支払われる
- ✓ 労働協約に準拠した労働時間
- ✓ 労働時間の記録



原則 3 - 社会的責任

3.10 職場での行動への対応



概略：業務上の問題に対処する効果的かつ一貫した方法を提供する

意図：養殖場は、従業員の尊厳と健康を尊重した方法で社内規則違反に対応する

4つの指標に含まれる項目：

- ✓ 企業規則違反に対応するための書面による方針
- ✓ 従業員は方針を認識し、理解している
- ✓ 実行された措置の記録

3.11 従業員の宿泊施設



概略：雇用主が提供する住宅は、従業員のウェルビーイングのための健康と安全基準を満たしている必要がある

意図：養殖場は、必要に応じて、従業員に安全で適切な衛生的な宿泊施設を提供する

7つの指標に含まれる項目：

- ✓ 宿泊施設は安全で好ましく、基本的なニーズを満たしている
- ✓ 家賃は合理的で、現地の家賃を反映している
- ✓ 従業員代表と養殖場管理者との年次会議

判定基準 3.12

苦情処理の仕組み

概略

雇用主と従業員が協力して問題に効果的に対処するシステムを提供する

指標

10



意図

養殖場は紛争を防ぐための対話を促進し、従業員と地域社会が利用できる 苦情処理の仕組みを提供する

要件

10個の指標に含まれる項目：

- ✓ 積極的に対話を進められる体制の整備
- ✓ すべての従業員が訓練を受けている 書面による苦情処理の仕組み
- ✓ 先住民や部族を含む地域社会が利用できる 苦情処理の仕組み



判定基準 3.13

地域社会との取り組み

概略

地域社会のメンバーと先住民族を巻き込んだ建設的かつ継続的な取り組み

指標

5



意図

養殖場はコミュニティへの悪影響を最小限に抑え、建設的な方法で地域社会と関わる

要件

5つの指標に含まれる項目：

- ✓ 先住民族や地域社会の文化的名所や慣習的権利の利用に制限を設けない
- ✓ 食糧安全保障と資源（土地、水）へのアクセスの権利についても同様
- ✓ 養殖場は土地と水を使用する権利を証明できる
- ✓ 養殖場が与える影響に対処するために、地域コミュニティとの積極的に関与する



原則 4 – 動物の健康と福祉

UoCは動物の健康と福祉に関して責任を持って運営する



原則 4 :

UoCは動物の健康と福祉に関して責任を持って運営する

判定基準 4.1 - 動物の健康と福祉



判定基準 4.2 - 動物の健康と福祉 - 荷役



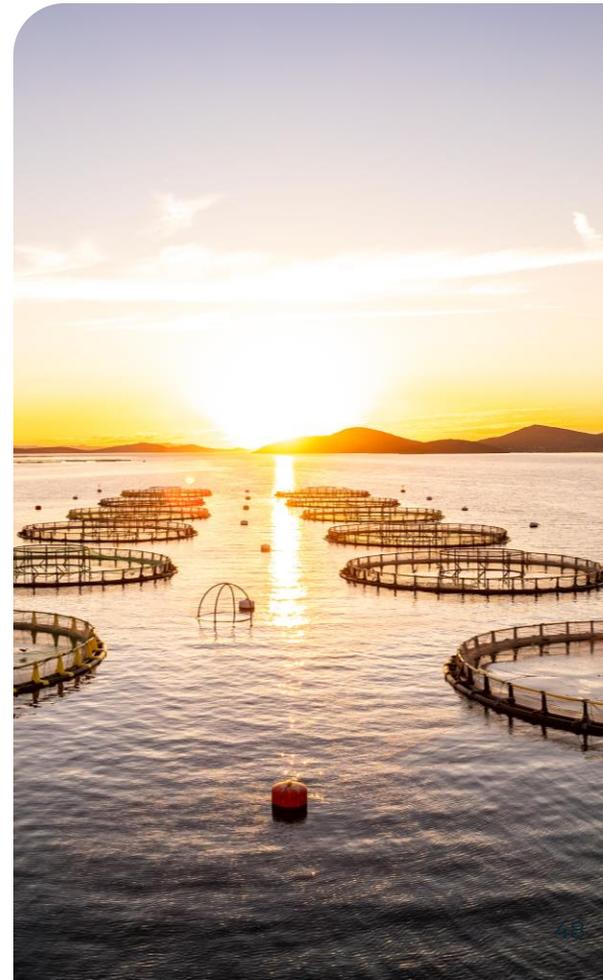
判定基準 4.3 - 魚の健康と福祉 - 魚の締め方



判定基準 4.4 - エビの健康と福祉 - 魚の締め方



判定基準 4.5 - 動物用医薬品



スポットライト

原則 4 - 生産者にとってのメリット

1

ASCは魚を新しいアプローチの最前線に据えて、市場の関連する問題に取り組んでいます。これにより、生産者としての責任ある実践を透明性を持って実証できるようにASCがサポートする形で、サプライチェーンでの販売が可能となります

2

気絶や締めなどのデリケートな問題に関するガイダンスの強化を含め、動物の健康と福祉に関する重点的かつ明確な要件により、養殖場での慣行の改善と風評リスクの軽減をサポートします

3

エビ生産者にとって、エビの眼柄切除に関する新しい制限は市場要件を満たすもので、卵から生存率の向上を支援します

4

福祉指標、魚の締めおよび気絶処理の要件は、動物のストレスレベルを低下させ、健康状態を向上させ、製品の品質向上につながります

スポットライト

原則 4 - 小売業者にとってのメリット

1

新しい原則4は、エビの**気絶や締め、眼柄切除**といったデリケートな問題に関する指導の強化を含め、動物の健康と福祉に関する明確な要件に焦点を当てています

2

抗生物質への依存を減らす世界保健機関の「One Health」推奨アプローチに沿って、ASCの**抗生物質の使用を減らすための長期アプローチ**を推進する、養殖場レベルの改善

3

サプライチェーン内の養殖場で、**消費者とNGOから寄せられる懸念事項の主要領域**に対処する措置を講じることで、評判を向上させることができます

判定基準 4.1

動物の健康と福祉

概略

健康と福祉を向上させる日常の実践項目

指標：7-18

適用範囲：魚種固有



意図

環境、野生動物、養殖動物への悪影響を最小限に抑えるために、養殖場は動物の健康と福祉を良好に維持する

要件

- ✓ スタッフのトレーニング
- ✓ 獣医師・水産衛生士による監修
- ✓ 健康と福祉の管理システム
- ✓ 魚種ごとに設定された閾値を下回るよう死亡率を測定および観測する
- ✓ 死亡率と飼育密度をASCに報告する
- ✓ 運用上の福祉指標（OWI）のモニタリングプロセス – 次のスライドを参照



エビ：目を切除された親エビの段階的使用撤廃

判定基準 4.1 – 動物の健康と福祉

運用上の福祉指標（OWI） - 生産者の健康と福祉の管理をサポート

モニタリング

設定パラメータと
頻度のモニタリン
グ



審査

データを収集し、
それに応じてリス
クレベルを審査す
る



アクション

リスクレベルに応
じた適切な対応を
行う



判定基準 4.2

魚の健康と福祉 - 荷役

概略

魚とエビの注意深い荷役

指標 : 11-17

適用範囲 : 魚種固有



意図

養殖場は荷役中に魚の福祉を優先する

要件

- ✓ 荷役管理計画
- ✓ プロセスの説明と緊急時対応計画
- ✓ 該当する場合は麻酔
- ✓ 順応および適合の観測/検証のための措置
- ✓ 混雑や絶食時間、水から出る時間の制限
- ✓ バイオセキュリティ管理措置
- ✓ 捕食生物と逃亡魚防止対策

魚種	サケ	マス (養水と海水)	スズキ タイ オオニベ	パンガシクス
麻酔なしで水から出る最大時間 (秒)	15	15-20	15	未定義*
収穫サイズの魚の最大絶食期間 (度日)	< 54	< 54	水温 <15°の場合 は49日まで、それ 以外の場合は最大72時 間	< 62

判定基準 4.3
魚の締め方

概略
人道的な魚の締め方の実施

指標 : 9
適用範囲 : 魚種固有



意図
養殖場は福祉を確保し、魚が不必要に苦しむことがないような魚の締め方を遵守する

- 要件**
- ✓ 許可されている気絶と締めの方法
 - ✓ 効果的な気絶と締め
 - ✓ 電気利用の気絶への移行
 - ✓ バックアップの気絶システムを導入

許可されている気絶方法 ²⁰⁶	サケ	ベラ	ダンゴウオ	マス (淡水と海水)	タイ、スズキ、オオニベ
力学利用	✓	✓		✓	
電気利用	✓	✓	✓	✓	✓
薬剤の致死量 麻酔	✓	✓	✓	✓	✓
移行期間 ²⁰⁷	即刻	即刻	即刻	1年	3年

判定基準 4.4

エビの締め方

概略

人道的な魚の締め方の実施

指標 10



意図

養殖場はエビの福祉を確実に守れるような締め方の実施を遵守する

要件

- ✓ 氷スラリーまたは電気を用い、収穫後即座にエビを締める
 - アンモニア浴
 - 生きたままゆでるまたは蒸す
 - 切断
- ✓ 動きのモニタリングによる死亡確認
- ✓ エビを締める方法として禁止されているもの
 - CO2
 - 塩浴
- ✓ 軽減措置の実施
- ✓ 収穫記録



判定基準 4.5

動物用医薬品

概略

治療薬の責任ある使用と依存の軽減

指標

23



意図

養殖場は、人間、動物、環境の健康に対するリスクを軽減するために、治療薬の使用を管理する

要件

- ✓ 獣医師による監督
- ✓ 予防的または成長刺激剤（ホルモンを含む）として使用しない
- ✓ ASC認証の魚には「最も甚大な影響を与える抗菌剤」を使用しない
- ✓ 魚種ごとの治療回数を制限する
- ✓ 時間の経過とともに抗生物質の使用を減らす
- ✓ 効果と抵抗力の蓄積を観測する
- ✓ 食の安全への取り組み
- ✓ ASCへの開示と報告



参加するには

Eメール : consultation@asc-aqua.org



資料は英語、スペイン語、ベトナム語、フランス語、ドイツ語、トルコ語、日本語、韓国語でご利用になれます



詳細なトピックのスライドは次のとおりです

[2.4 外来魚種](#)

[2.6 水質](#)

[2.10 エネルギーの使用とGHG排出量](#)

[2.14 育成前](#)

[3.9 労働時間](#)

[4.3-4.4 魚の健康と福祉 - 締め方](#)



水産養殖管理協議会 (ASC) 養殖場基準スライド ([リンク](#)) 

水産養殖管理協議会 (ASC) 養殖場基準全草稿 ([リンク](#)) 

アンケート ([リンク](#))



ASC養殖場基準の変更点の概要

			
新たな要件	現状	変更	非適用

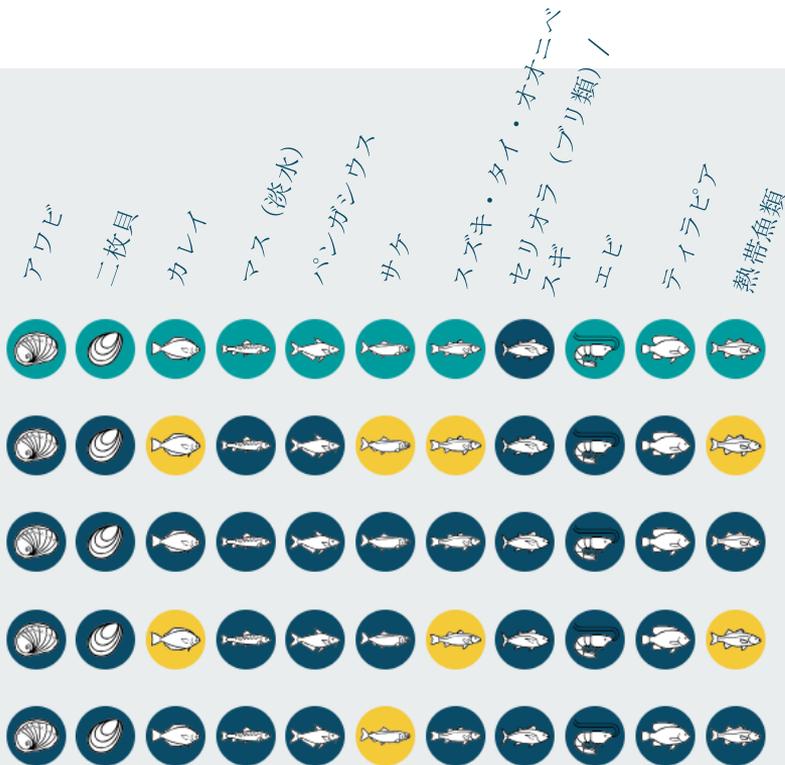
2.10.1 養殖場におけるエネルギー使用量の計算

2.10.2 温室効果ガス排出量の計算

2.10.3 温室効果ガス目標の確立

2.10.4 温室効果ガス管理計画の策定

2.10.5 エネルギー使用量とGHGをASCに報告



このツールは、既存のASC基準から養殖場基準の何が変わったのかを理解するのに役立ちます